

◇番号：202104

◇研究機関名	関西医科大学	◇不正の種別	目的外使用
◇不正が行われた年度	平成26年度～令和元年度	◇最終報告書提出日	令和3年7月12日
◇不正に支出された研究費の額	4,531,675円	◇不正に関与した研究者数	4人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和2年2月17日付（告発等受付日）で、関西医科大学の通報窓口に「研究代表者による了承のない研究費の執行」等、競争的資金が適正に執行されていないと指摘する告発があった。

【調査に至った経緯等】

上記の告発を受け、「関西医科大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程」（以下、「規程」という。）に基づき、資料の確認やヒアリング等による予備調査を行った結果、告発の内容には合理性があると認められたことから、最高管理責任者により、本調査に関する調査委員会を設置及び調査実施が決定された。

◇調査

【調査体制】

規程に基づき、学内委員3名及び学外委員4名の計7名の委員により調査委員会を組織し、調査を進めた。

【調査内容】

・調査期間

令和2年4月2日～令和3年7月12日

・調査対象

告発を受けた研究者（以下、「被告発者」という。）及び被告発者が所属する講座に所属する研究者と秘書関わった全ての公的研究費。

・調査方法

- （1）書面調査、物品調査及び当該講座の関係者へのヒアリング並びに書面照会によって、研究費の執行目的及び発注状況を収支簿等と照合してその齟齬を明らかにした。
- （2）当該講座秘書への書面照会によって、研究費の執行について、誰の指示で行っているのか、当該講座内の研究費執行状況を確認した。
- （3）事務部門へのヒアリングを実施し、調達・検収フローを検証した。

◇調査結果

【不正の種別】

目的外使用

【不正の具体的な内容】

・動機、背景

平成22年、被告発者が講座主任教授として就任以来、当該講座においては、被告発者が作成した遺伝子改変マウスを用いて様々な臓器・組織の発生・がんの分野において研究を行っており、被告発者が講座全体の研究を統括してきた。当該講座ではそれらの研究に対して科研費等の公的研究費、民間研究助成金を数多く獲得しており、全ての研究は密接に関連した共同研究であることを根拠にした講座内科研費の一括管理・執行が妥当であるとの認識の下、当該講座構成員が獲得した科研費について平成24年頃から被告発者及び当該講座秘書が管理・執行するようになり、令和元年度まで当該講座における慣習となっていた。

・手法

当該講座構成員が当該講座秘書に科研費管理用会計システムの ID・パスワード及び印鑑を預けることが慣例となっており、このような状況の下、研究代表者の承諾を得ず、被告発者及び当該講座秘書による一括管理・執行によって目的外使用が行われた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	4,531,675 円	平成 26 年度～令和元年 度	4 名 (うち 3 名は研究代表者としての善管注意義務違反)
計	4,531,675 円		(実人数 [※]) 4 名

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

・私的流用の有無

なし。

目的外使用された科学研究費助成金は、全て当該講座内の他の研究のために使用されていた。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(結論)

科研費課題計 6 件（総額 4,531,675 円）に関する目的外使用

(判断理由)

被告発者が就任以来、科研費の講座内運用について、恣意的な解釈に基づき、目的外使用が容易に起こりうるような一括管理・運用のルールを自らの意思で設定・適用し、その結果、講座に所属する研究代表者が自らの科研費を執行できない状態が作り出されることで、多くの目的外使用が生じる結果となった。被告発者は講座の統括責任者である立場から、問題を生みかねない当該講座独自の科研費運用のルールを是正することは極めて容易であったと言わざるを得ないと判断した。よって、被告発者については、目的外使用と認定した全ての物品について、重過失があるものと判断した。

また、当該講座構成員である当該講座元研究員、講師及び助教は、研究代表者として目的外使用がなされていることを知りながら、それを指摘し是正しなかったことから、重過失による研究代表者としての善管注意義務違反があったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

本件で問題となった講座においては、被告発者が自らの意思で講座内運用ルールとして講座内の研究費の一括管理を設定し、研究代表者が自身の研究費の執行に直接、関わらない状況となっていた。

本件では、当該講座に所属する研究者が、科研費執行処理に必要となる印鑑、科研費管理用会計システムの ID・パスワードを講座秘書に預けていた点も、目的外執行の発生要因となっている。

また、コンプライアンス意識の徹底の不足及び講座内の事情等について適切に相談できる相手や窓口がなかったことにもその発生要因が存するものと考えられる。

【再発防止策】

(1) 研究不正等を未然に防止するため、学部横断的に研究公正等に関する知識を有した複数の教員からなる研究公正等相談員を指名し、関西医科大学研究等不正防止委員会のもとに配置して対応することとし、広く研究者に周知するとともに、容易に相談できるように匿名性や窓口へのアクセスに配慮した事前相談に関する体制を構築する。

(2) 教授会等を通じて、本事例（経緯、背景、発生要因及び調査結果等）の説明と、公的研究費の管理・執行における講座主任と研究代表者の管理の在り方を明確にして、講座主任による公的研究費の執行承認を廃止するとともに、公的研究費の説明会等を通じて、各講座内での公的研究費執行の適正化を周知・徹底する。

- (3) 「関西医科大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」及び同規程に基づく公的研究費取扱要領の抜本的な改正を行い、責任の所在の明確化、経理手順の整備及びルールを明確化する。
- (4) コンプライアンス研修内容の見直しを行い、これまでよりも更に充実したコンプライアンス研修を全学的に実施する。また、公的研究費の説明会等を通じて、各講座内での公的研究費執行の適正化を周知・徹底する。
- (5) 公的研究費の執行にあたっては、研究代表者はその執行に説明責任を負い、また、公的研究費の経理を講座秘書等に委任する場合であっても、公的研究費の管理・執行について注意義務が生じることを周知する。
- (6) 学内のコンプライアンス体制の見直し・充実を図り、大学の組織として研究費の不正使用等を防止できる体制の再構築を行う。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

元講座主任教授については、既に関西医科大学を退職しており、効力が及ぶところではないが、関西医科大学就業規則に準拠し、「准教授への降格処分相当」として、本人への通知を行った。また、当該講座の元研究員、講師及び助教の3名については、制裁処分にはあたらない「口頭嚴重注意」として、本人への注意を行った。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

特に停止等の措置なし。

・刑事告発

なし。

・本件の公表状況

令和4年1月21日 関西医科大学ホームページに公表（一部氏名公表あり）